

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月25日

【計算期間】 第9期中(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

【ファンド名】 ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド0603
(Nomura High Yield Long Short Fund 0603)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎
同 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎
同 竹野 康造
同 岡田 綾子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

1【ファンドの運用状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)により管理されるノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド0603(Nomura High Yield Long Short Fund 0603)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2014年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	14,357,118	98.99
現金およびその他の資産(負債控除後)		146,868	1.01
合計 (純資産総額)		14,503,986 (1,586百万円)	100.00

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2)米ドルの円貨換算は、2014年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.34円)によります。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2014年10月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

(Aクラス受益証券)

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	円		円	
2013年11月末日	423,609,745		14,408	
12月末日	412,353,545		14,519	
2014年1月末日	415,780,900		14,692	
2月末日	402,352,207		14,902	
3月末日	405,637,469		15,024	
4月末日	408,602,789		15,133	
5月末日	410,546,637		15,205	
6月末日	414,942,041		15,368	
7月末日	398,966,446		15,345	
8月末日	244,264,387		15,267	
9月末日	231,007,672		15,000	
10月末日	228,515,429		14,839	

(Bクラス受益証券)

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2013年11月末日	16,029,971.74	1,752,717,110	161.59	17,668
12月末日	15,411,117.53	1,685,051,591	162.91	17,813
2014年1月末日	15,103,330.84	1,651,398,194	164.88	18,028
2月末日	15,146,736.14	1,656,144,130	167.18	18,279
3月末日	14,819,161.06	1,620,327,070	168.59	18,434
4月末日	14,759,872.63	1,613,844,473	169.85	18,571
5月末日	13,776,465.71	1,506,318,761	170.71	18,665
6月末日	13,754,038.22	1,503,866,539	172.57	18,869
7月末日	13,565,180.54	1,483,216,840	172.37	18,847
8月末日	13,309,481.10	1,455,258,663	171.74	18,778
9月末日	12,917,872.51	1,412,440,180	168.86	18,463
10月末日	12,437,841.98	1,359,953,642	166.95	18,254

【分配の推移】

該当事項ありません。

【収益率の推移】

2014年10月末日までの1年間におけるファンドの収益率は以下のとおりです。

	収益率(注)
Aクラス受益証券	3.29%
Bクラス受益証券	3.59%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2014年10月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2013年10月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

2【販売及び買戻しの実績】

2014年10月末日までの1年間におけるファンド受益証券の販売および買戻しの実績ならびに2014年10月末日現在の発行済口数は以下のとおりです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
Aクラス受益証券	0 (0)	14,000 (14,000)	15,400 (15,400)
Bクラス受益証券	0 (0)	31,000 (31,000)	74,500 (74,500)

(注) () の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年10月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.34円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【資産及び負債の状況】

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0603

純資産計算書

2014年9月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
マスター・ファンドへの投資 - 純資産価額 (取得価額: 6,708,441米ドル)	2	15,046,405	1,645,174
銀行預金		69,591	7,609
資産合計		<u>15,115,996</u>	<u>1,652,783</u>
負債			
先渡為替契約未実現損失	13	5,263	575
未払費用	8	79,340	8,675
負債合計		<u>84,603</u>	<u>9,250</u>
純資産		<u>15,031,393</u>	<u>1,643,533</u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券数	純資産
Aクラス受益証券(日本円建て)	15,000	15,400口	231,007,672
Bクラス受益証券(米ドル建て)	168.86	76,500口	12,917,873

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2014年9月30日に終了した期間

Aクラス受益証券		(口)
期首現在発行済受益証券数		27,000
発行受益証券数		0
買戻受益証券数		(11,600)
期末現在発行済受益証券数		<u>15,400</u>
Bクラス受益証券		(口)
期首現在発行済受益証券数		87,900
発行受益証券数		0
買戻受益証券数		(11,400)
期末現在発行済受益証券数		<u>76,500</u>

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0603

中間財務書類に対する注記

2014年9月30日現在

注1 - 組織

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0603(「トラスト」)は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「受託会社」)とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)により締結された2005年12月22日付信託証書によって設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されており、この登録により、目論見書および年次で監査済会計書類をCIMAに提出する義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社であり、管理会社はルクセンブルグの会社である。

トラストの投資目的は、リスクを管理しながら投資利回りの最大化を図ることである。トラストは、(管理会社が、特に、為替ヘッジ取引、受益証券の買戻し、分配またはその他の支払い、トラストの費用の支払いのために保持するトラストの資産の一部を除き)資産の大部分をバッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド(「マスター・ファンド」)に投資する「フィーダー」ファンドである。2014年9月30日現在、トラストは、マスター・ファンドが発行する参加投資証券の67.85%を保有していた。トラストの実績はマスター・ファンドの実績に直接依拠するので、当財務書類は、マスター・ファンドの財務書類とあわせて読まれるべきである。

受益証券は現在、証券取引所に上場されておらず、また上場される予定もない。受益証券は、事前に書面で管理会社(または管理会社の代理人としてノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(「NBL」))の許可を得た場合に限って譲渡することができる。さらに、トラストは、ケイマン諸島外のいかなる国もしくは監督官庁または裁判管轄権において登録するかまたは認可を受ける意向は現段階では無い。

トラストは、信託証書の条項に従って延長または早期解散する場合を除いて、2016年3月31日に終了する。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、従ってルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督官庁による監督にも服していないことに留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

マスター・ファンドへの投資

マスター・ファンドへのトラストの投資は、公正価額で表示されるマスター・ファンドの純資産におけるトラストの保有分に応じて評価される。マスター・ファンドの会計方針は、その財務書類に記載されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により計上される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均原価に基づいて算定される。

外貨換算

トラストは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は当該通貨で表示されている。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

トラストは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券実現/未実現純損益に計上される。

2014年9月30日現在の為替レート：

1米ドル = 0.78777 ユーロ

1米ドル = 109.29996 日本円

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託報酬および管理報酬

受託会社は、その業務に関し、年3,000米ドルに相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いでトラストの資産から支払われる。

管理会社は、その業務に関し、年20,000米ドルに相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いでトラストの資産から支払われる。

注4 - 投資顧問報酬および副投資顧問報酬

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク(「NCRAM」)は、トラストの投資顧問会社としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.75%に相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

野村アセットマネジメント株式会社は、トラストの副投資顧問会社としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.25%に相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

注5 - 成功報酬

NCRAMはまた、トラストの投資顧問会社としての業務に関し、増加純利益の20%に相当する成功報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に(また買い戻された受益証券に関しては受益証券の買戻し時に、更に評価日以外の日に配当が支払われた場合に配当支払い時に)計算され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

各評価日現在の「増加純利益」は、当該評価日に算定した累積純利益がハイウォーターマークを超えた金額である。各評価日現在の「累積純利益」は、()当該評価日を含むトラストの存続期間中の実現利益と未実現利益の合計額および営業収益項目の合計が、()当該評価日を含むトラストの存続期間中の実現損失と未実現損失の合計額および営業費用項目の合計(すべての投資顧問報酬を含むが、当該日までに発生した成功報酬ならびにAクラス受益証券に適用される為替ヘッジ取引に伴う実現・未実現損益を除く。)を超えた米ドル表示の金額である。

各評価日現在の「ハイウォーターマーク」は、()上記の規定に基づいてプラスの成功報酬が初めて計算された場合はゼロ、または()上記の規定に基づいて計算された累積純利益の過去最高額(成功報酬とAクラス受益証券に適用される為替ヘッジ取引に伴う実現・未実現損益を除く。)を意味する。累積純利益およびハイウォーターマークの計算上、当該期間の利益・損失、ならびに営業収益・費用項目は、分配金の支払いや受益証券の買戻しがある度に調整される。

注6 - 代行協会員報酬

野村証券株式会社は、日本における代行協会員としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.60%に相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

注7 - 保管報酬および事務代行報酬

NBLは、トラストの保管会社兼事務代行会社としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.05%に相当する合算報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

保管会社は副保管会社を任命することがあり、かかる副保管会社の報酬および費用は、トラストの資産から支払われる。

注8 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬および副投資顧問報酬	40,203
代行協会員報酬	24,105
保管報酬および事務代行報酬	2,012
受託報酬および管理報酬	5,750
専門家報酬	7,270
未払費用	<u>79,340</u>

注9 - 分配

分配を行うか否かの決定は、管理会社（またはその代理人としてNBL）によって行われる。

管理会社は、年2回の分配を行うことを現在予定している。分配は、もしあれば、毎年3月および/または9月に支払われる。しかし、管理会社は、いかなる特定の期間に対しても分配を行う義務を負っていない。

分配は、関連する分配基準日においてその氏名が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2014年9月30日に終了した期間に、トラストは受益者に分配を行わなかった。

注10 - 税金

トラストは、もしあれば、（受益証券への投資に関して受益者に賦課される税金は除く）トラストに賦課されたすべての税金に関して責任を負う。ケイマン諸島の現行法では、トラストは、いかなる収益税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに関して受益者に対するトラストによる分配に適用される源泉課税も賦課されない。トラストは、ケイマン諸島政府から2055年12月22日まで、将来の収入、利益およびキャピタル・ゲインに対して課されるすべての税金を課されない保証を受けている。

注11 - 金融商品の評価および関連リスク

金融商品の評価：トラスト資産および負債には、現金および現金等価物、通常数日以内に決済されるオープン取引による金額、ならびに短期間内に実現するか決済されるその他の未収金および未払金が含まれる。これらのその他の資産および負債の帳簿価格は、ほぼ公正価値に近似する。マスター・ファンドの資産には、いずれの時点においても、取引がごく僅かであるか市場が存在しないかまたは適用証券法の下で譲渡が制限される証券その他の金融商品または債務証券が含まれる可能性がある。かかる投資対象の売却は、相当のディスカウントによってのみ可能となる場合がある。さらに、かかる投資対象は、正確に評価することが非常に困難である。

関連リスク：トラストの投資活動は、トラストが投資する金融商品および市場に関連する、多様な種類のリスクにトラストをさらしている。以下の要約は、すべてのリスクの包括的な要約をしようとしたものではない。

信用リスク：潜在的にトラストを信用リスクにさらす金融資産は、主に現金残高、先渡為替契約、ならびにブローカーへの預け金およびブローカーからの未収金で構成される。これらの金融資産に関する信用リスクに対するトラストのエクスポージャーの範囲は、トラストの純資産計算書に計上される帳簿価格に近似する。

市場リスク：トラストは、一定のリスクを管理するためまた投機目的で、通常の投資活動において簿外リスクで金融商品を定期的取引する。これらの金融商品には、先渡為替契約が含まれる。当該商品の想定価額または契約額は、トラストが金融商品の特定クラスに有する投資有価証券を表し、潜在的にリスクを課される金額を必ずしも表していない。当該商品に伴うリスクの測定は、すべての関連および相殺取引が検討される場合にのみ意義がある。

流動性リスク：受益証券の流通市場は存在せず、将来あることも想定されていない。したがって、受益者は、緊急事態またはその他の理由のために受益証券を売却することができないことがある。さらに、受益証券は借入金の担保として容易に受け入れられないことがある。加えて、トラストに受益証券を買戻すことを要求する受益者は、後述のとおり通知の規定に従わなければならない。受益証券の買戻しは、特定の状況において停止されることがあり、管理会社（またはその代理人としてNBL）によって買戻代金の支払いを延期されることがある。

注12 - 申込みおよび買戻しの条件

受益証券の発行

受益証券は、2006年3月6日から2006年3月22日までの期間中に日本における公募によって募集された。受益証券は、2006年3月28日（「払込期日」）に発行された。発行手取金は、払込期日に管理会社（またはその代理人としてNBL）によって受領された。受益証券は、払込期日後には募集されない。

Aクラス受益証券は1口当たり10,000円、Bクラス受益証券は1口当たり100米ドルで発行された。最低申込単位は、各クラス受益証券に関して、1,000口であった。1,000口以上の申込み単位は、100口単位で行われた。

受益証券の購入に関して、投資家は、販売会社によって申し込まれた受益証券の購入総額の3.15%に相当する販売手数料（日本の消費税込み）を課された。販売手数料は、申し込まれた受益証券の購入価格に加算された。

受益証券の買戻し

目論見書に定める制限に従って、受益者は、各月の最終営業日（「月次買戻日」）に、保有する受益証券の全部または一部を買い戻すようトラストに請求することができる。トラストに対して月次買戻日に受益証券の全部または一部の買戻しを求める受益者は、正式に作成した買戻請求書を通知期間中にトラストの事務代行会社であるNBLに提出しなければならない。

「通知期間」とは、当該月次買戻日を含む月の前月の25日（暦日）から、当該月次買戻日を含む月の5日（暦日）（かかる日が営業日でない場合は直後の営業日）までの期間をいう。

「営業日」とは、ニューヨーク、東京、ルクセンブルグおよびケイマン諸島において銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除く。）または受託会社が随時決定するその他の日をいう。

各クラス受益証券に関する各買戻請求は、最低100口で、100口を超える場合は100口単位で行われなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、当該月次買戻日における該当するクラスの受益証券1口当たりの純資産価格である。月次買戻日以降に受益証券1口当たりの純資産価格を修正することもあり得るが、トラストは、最終評価額の修正を行わないため、買戻しを行った受益者は（上方修正に関して）、または残りの受益者は（下方修正に関して）月次買戻日以降に評価額が変動するリスクを負うことになる。

買戻代金の支払いは、マスター・ファンドからトラストが買戻代金を受領することが遅れたために、管理会社はその裁量により、販売会社に通知した上で買戻代金の支払いの延期を決定しない限り、通常、月次買戻日翌日から起算して4営業日以内に行われる。

買戻代金は、Aクラス受益証券は日本円で、Bクラス受益証券は米ドルで支払われる。受益証券の買戻しは、管理会社（またはその代理人としてNBL）によって特定の状況のもとで停止されることがある。

注13 - 先渡為替契約

2014年9月30日現在、トラストは、Aクラス受益証券のヘッジのために使用される以下の未決済の先渡為替契約を有していた。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現（損失） （米ドル）
日本円	233,472,633	米ドル	2,141,836	2014年10月31日	(5,263)
					(5,263)

注14 - 受益者情報

1940年米国投資会社法（同法の規則206(4) - 2（「カストディー・ルール」）に従い改正済）の義務に従い、投資顧問会社は、四半期会計計算書（「四半期報告書」）およびその他の要求される通知を受益者に対して、または投資顧問会社によってファンドの受益者の代理人に任命された「独立代表者」に対して、保管会社に送付させなければならない。

投資顧問会社は、「独立代表者」としてアーサー・F・ベル・ジュニア・アンド・アソシエイツ・エルエルシー（「アーサー・ベル」）を任命している。

アーサー・ベルの任命の終了もしくはアーサー・ベルを任命する契約条項（補償を含む）に対し（アーサー・ベルの不利益となるような）重大な変更は、受益者の同意なしに、または独立の機関もしくは人による、かかる終了または変更が受益者の最大の利益となると判断しない場合、行うことができない。

(2) 【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0603

投資有価証券明細表

2014年9月30日現在

(米ドルで表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に占める割合(%)
	ケイマン諸島			
投資信託				
66,506	バッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド	6,708,441	15,046,405	100.10
		<u>6,708,441</u>	<u>15,046,405</u>	<u>100.10</u>
	ケイマン諸島合計	<u>6,708,441</u>	<u>15,046,405</u>	<u>100.10</u>
	投資有価証券合計	<u><u>6,708,441</u></u>	<u><u>15,046,405</u></u>	<u><u>100.10</u></u>

(1) 数量は受益証券 / 株式の数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

(参考情報：以下はマスター・ファンドであるバッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッドの中間財務書類の抜粋である。日本円による金額は、2014年10月31日現在の1米ドル=109.34円で換算されている。)

バッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド

純資産計算書

2014年9月30日現在

(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額：32,818,037米ドル)	30,289,123	3,311,813
ロング・オプション契約への投資 - 評価額 (取得価額：19,179米ドル)	23,625	2,583
銀行預金	783,083	85,622
ブローカーからの未収金	839,863	91,831
未収収益	580,700	63,494
資産合計	<u>32,516,394</u>	<u>3,555,343</u>
負債		
ショート・ポートフォリオ - 時価 (取得価額：4,374,087米ドル)	4,559,084	498,490
当座借越	5,055,745	552,795
クレジット・デフォルト・スワップ契約未実現損失	177,827	19,444
未払費用	16,458	1,800
その他の負債	8,624	943
ブローカーへの未払金	522,752	57,158
負債合計	<u>10,340,490</u>	<u>1,130,629</u>
純資産	<u>22,175,904</u>	<u>2,424,713</u>
発行済投資証券数	98,020株	
1株当たり純資産価格	226.24米ドル	24,737円

発行済投資証券数の変動表
2014年9月30日に終了した期間

(株)

期首現在発行済投資証券数	118,889
発行投資証券数	0
買戻投資証券数	(20,869)
期末現在発行済投資証券数	<u>98,020</u>

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

払込済資本金は375,000ユーロ(約5,168万円)で、2014年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約345万円)の記名株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2014年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=137.80円)によります。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社(その単独株主はノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(「メモリアル」)に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款(「定款」)は、ルクセンブルグの商業および法人登録所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグの商業および法人登録所に登録しています。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(以下「2013年法」といいます。)第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)で言うところのオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙に基づき、AIFの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。
- ・ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」といいます。)第125-2条に従い、ルクセンブルグで設立され、AIFMDで言うところのAIFとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

管理会社は、(a)顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b)投資助言、(c)投資信託の受益証券の保管および管理または(d)2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、ファンドの運用およびファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は、投資運用業務の提供を投資顧問会社であるノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インクおよび副投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社に委託しており、またファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに委託しています。

管理会社は、2014年10月末日現在129本の外国投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,898,387,980.88米ドル
		1	290,577,453.12ユーロ
		2	3,324,385,401.56豪ドル
		1	122,734,411.92カナダドル
		1	736,606,250.16ニュージーランドドル
		1	67,755,061.49英ポンド
ルクセンブルグ	その他	19	1,782,513,452.64米ドル
		7	69,954,348.62ユーロ
		13	549,187,728,266円
		9	917,918,978.28豪ドル
		4	51,024,061.68カナダドル
		5	356,269,270.63ニュージーランドドル
		3	22,748,373.97英ポンド
ケイマン諸島	その他	20	1,182,114,158.25米ドル
		1	343,557,319.54南アフリカランド
		1	19,529,594.46ユーロ
		29	40,850,811,066円
		7	874,334,279.30豪ドル
		3	253,229,583.76ニュージーランドドル

(3) 【その他】

本書提出日前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年10月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝137.80円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2014年9月30日		2013年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
- 1年以内期限到来未収債権		417,052	57,470	544,047	74,970
銀行預金、郵便小切手口座現金、小切手 および手許現金	10	7,664,982	1,056,235	7,148,378	985,046
		<u>8,082,034</u>	<u>1,113,704</u>	<u>7,692,425</u>	<u>1,060,016</u>
資産合計		<u><u>8,082,034</u></u>	<u><u>1,113,704</u></u>	<u><u>7,692,425</u></u>	<u><u>1,060,016</u></u>
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	51,675	375,000	51,675
準備金					
- 法定準備金	4	37,500	5,168	37,500	5,168
- その他の準備金	4	1,290,000	177,762	1,435,000	197,743
繰越利益	4	5,095,936	702,220	3,754,759	517,406
当期利益		311,425	42,914	758,449	104,514
		<u>7,109,861</u>	<u>979,739</u>	<u>6,360,708</u>	<u>876,506</u>
引当金					
納税引当金	5	788,887	108,709	1,244,340	171,470
非劣後債					
税金および社会保障費		23,568	3,248	16,185	2,230
1年以内支払期限到来その他の債務	6	159,718	22,009	71,192	9,810
		<u>183,286</u>	<u>25,257</u>	<u>87,377</u>	<u>12,041</u>
負債合計		<u><u>8,082,034</u></u>	<u><u>1,113,704</u></u>	<u><u>7,692,425</u></u>	<u><u>1,060,016</u></u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

(2)【損益の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

注記	2014年9月30日に 終了した期間		2013年9月30日に 終了した期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他の対外費用	155,991	21,496	83,789	11,546
人件費				
- 給料・賃金	9	423,765	58,395	305,082
- 給料・賃金に係る社会保障費	9	27,536	3,794	27,995
利息およびその他の財務費用				
- 関連企業に係るもの	7	6,157	848	-
所得税	5	91,968	12,673	189,219
当期利益		311,425	42,914	758,449
費用合計		1,016,842	140,121	1,364,534
収益				
純売上高	1	1,016,842	140,121	1,196,301
その他の営業収益		-	-	88,860
金融固定資産からの収益	8	-	-	48,163
その他の利息およびその他の財務収益				
- 関連企業からの受領	7、10	-	-	31,210
収益合計		1,016,842	140,121	1,364,534

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2014年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(「Société Anonyme」)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部である最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の要約

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

未収債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債

当該負債科目には、次期事業期間中に支払われるが今期事業期間に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の特定の日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現時点の為替レートを参照して計算された。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結した。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結された。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結された取引から生じた利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上された。

注3 - 払込済資本金

2014年9月30日および2013年9月30日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注4 - 準備金および繰越利益

期間中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年3月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	-	-	1,196,177
資産税準備金の取毀し純額	-	-	-
資産税準備金	-	-	-
配当金	-	-	-
2014年9月30日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,290,000</u>	<u>5,095,936</u>

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法(改正済)の8a項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2014年9月30日現在、配当不能準備金は1,290,000ユーロであり、これは2008年から2013年までの年度の資産税の5倍に相当する。

注5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない会計期間に関して当社が見積もった納税額(当社が税務当局に支払った前払金を控除した額)に相当する。

注6 - その他の債務

2014年9月30日現在、その他の債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与関連拠出金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年9月30日現在、その他の債務は、1年以内に支払期限到来の給与関連拠出金で構成されていた。

注7 - 利息およびその他の財務費用ならびにその他の利息およびその他の財務収益

	2014年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)	2013年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純(損)益	(6,157)	28,163
派生商品および為替契約に係る未実現(損)益の変動純額	-	3,047
	<u>(6,157)</u>	<u>31,210</u>

注8 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)	2013年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	-	47,902
受取配当金	-	261
	<u>-</u>	<u>48,163</u>

注9 - スタッフ

当社は、2014年9月30日および2013年9月30日現在、6人の従業員を雇用している。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年9月30日および2013年9月30日に終了した期間に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。